

全国一斉生活保護ホットライン報告書

■実施概要

実施期間 2018年12月18日を中心とした日程
 実施弁護士会数 52弁護士会

(49弁護士会は全国統一電話番号(フリーダイヤル)で実施, 3弁護士会は独自番号で実施)

■実施結果(回答のあった弁護士会=52弁護士会)

1 相談件数 597

(参考)これまで当連合会が実施した生活保護が関係するホットライン等一覧の相談件数

	実施日	名称	相談件数
2006年	6月30日・7月1日	全国一斉生活保護110番	634
2007年	11月8日	全国一斉生活保護110番	約550
2008年	6月	非正規労働・生活保護ホットライン	約1300
2009年	3月9日	派遣切り・雇い止めホットライン	1000超
	7月4日～8月7日	雇用と生活 全国一斉無料法律相談会	約1800
	11月26日	子ども・女性・ひとり親世帯生活ホットライン	約700
2010年	12月1日～12月25日	年末年越し『雇用と生活』全国一斉緊急総合相談	1000超
	6月	子どもの貧困生活費・教育費ホットライン	548
	12月1日	雇用と生活ホットライン	1534
2011年	6月24日	雇用と生活問題ホットライン	303
2012年	11月28日前後	全国一斉生活保護ホットライン	1832
2013年	2月1日前後	奨学金返済に関する全国一斉電話相談	453
	6月10日	全国一斉労働相談ホットライン	594
	10月23日	「全国一斉生活保護『水際作戦』ホットライン」	926
2014年	6月10日	全国一斉労働相談ホットライン	521
2015年	1月19日前後	全国一斉生活保護ホットライン	1085
	12月10日前後	全国一斉生活保護ホットライン	1438
2016年	6月10日	全国一斉労働相談ホットライン	632
	12月9日前後	全国一斉生活保護ホットライン	448
2017年	6月9日前後	全国一斉労働相談ホットライン	446
	12月11日前後	全国一斉生活保護ホットライン	979
2018年	6月8日前後	全国一斉労働相談ホットライン	374

2 相談体制

弁護士	ほか協力者
300	2

3 相談者の年齢

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
0	5	19	83	109	107	106	166

4 相談者の生活状況

居宅(持家)	居宅(賃貸)	施設	ネットカフェ等	路上	親族と同居	ドヤ・サウナ	その他	不明
112	238	7	2	4	12	0	73	54

5 生活保護受給の有無

受給中	未受給		不明	
	福祉事務所に行った	福祉事務所に行っていない		
297	248	60	144	24

6 不安の訴え

あり
243

7 福祉事務所の対応(未受給)

働いて生活しなさい	扶養義務者に援助してもらいなさい	借金があると保護は受けられない	所持金が無くなってから来なさい	家賃が高から生活保護は受けられない	努力してもっと高収入の仕事をしなさい	診断書を取ってきなさい	車を処分しなさい	その他
9	6	3	8	2	0	2	8	50
不明								
3								

8 緊急性(未受給)

あり
22

9 福祉事務所の対応(受給中)

厳しい就労指導を受けている	保護費を返すように言われた	交通費を出してもらえない	保護を廃止(打ち切り)するといわれた	保護辞退届を書くように言われた	病院にかかることができない	車を処分するよう言われた	ケースワーカーが怖い	後発医薬品(ジェネリック)を使用するよう言われた
13	14	4	4	0	3	2	10	7
その他	不明							
88	0							

10 違法性

明らかに違法	違法の可能性が高い	適法・判定できない	未回答	不明
18	42	196	0	0

11 相談結果

終了	継続・受任	相談担当者の連絡先を教えた
425	10	20

※回答のあったもののみカウント。

※複数の事項に該当する場合、それぞれの内容についてカウント。なお、いずれの事項にも該当しない相談等もあった。

※ 本ホットラインに寄せられた「声」についてのコメント内容は、貧困問題対策本部の調査、研究結果に基づくものです。

2018年12月18日を中心に実施

全国一斉生活保護ホットラインに寄せられた「声」

今回の生活保護ホットラインでも、福祉事務所の対応が違法と思われる事案が複数見られました。

また、相談者の4割以上の方から、生活の厳しさや不安を訴える声が聞かれました。

さらに、今回は、ケースワーカーの対応に相当問題があると思われる事案が複数見られたのが特徴的でした。

【違法又は違法の可能性のある事例】

- ・ オートバイの保有は一切認められないと言われた。
 - ・ 子供2人とも障がいがあるのに、自動車の保有が認められない。
- 総排気量125cc以下のオートバイ及び原動機付自転車の場合であれば、任意保険の加入等の条件を満たせば保有が認められます。

一方で、それ以外のバイクや自動車の保有については、生活用品としての保有は認められないなど、極めて制限的な運用がなされているのが現状です（障がいのある人が通勤、通院、通所または通学するのに必要な場合や、山間僻地等に居住する者が自動車で通勤するのに必要な場合で、当該自動車が処分価値の小さい場合などの例外的な場合にのみ保有が認められています。）。

しかし、現在の自動車の普及率や、大都市以外の地域での生活の実情等を考慮すれば、このような現在の運用は改められるべきでしょう（日弁連2010年5月6日付け「生活保護における生活用品としての自動車保有に関する意見書」を

ご参照ください。)

- ・ 不動産保有を理由に申請を拒否された。

→ そもそも申請の拒否自体が許されません。

なお、不動産を保有していることは、申請受付後の資産調査の段階で問題になりますが、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められる場合を除き、原則として、世帯の居住の用に供されている不動産は、その保有を認めることとされています。

- ・ 引越し費用が出ることを教えてもらえなかった

→ 一定の要件を満たす場合には、基準内の家賃の住宅への必要最小限度の転居費用を支給することができるとされています。

【その他特徴的な声】

- ・ ケースワーカーから「生活保護世帯の子どもは大学に行ってはいけない」と言われ、大学進学を断念した。

→ 大学に進学する子どもについて世帯分離措置を取ることはありますが、大学に進学してはいけないなどということはありません。

なお、現在は、貧困の連鎖を断ち切り生活保護世帯の子どもの自立を助長するべく、進学準備給付金支給制度も創設されています。

- ・ 17年間使った洗濯機が壊れたので保護費を節約して貯めた5万円で洗濯機を買ったら、担当ケースワーカーから贅沢だと言われた。

- ・ ケースワーカーが警察官OBを2人連れて家庭訪問に来るので怖い。

→ このようにケースワーカーの対応に問題があると思われる事案も散見されました。

- ・ ジェネリック医薬品に無断で変更された。

→ ジェネリック薬品についての相談も多く寄せられました。

- ・ 元民生委員から「貧乏人は出てくるな」、「貧乏人の子」などと公衆の面前で蔑まれたり、地区のイベントを教えてもらえなかったり、嫌がらせを受けている。役所に相談しても対応してもらえない。

→ このように生活保護利用者に対する偏見が強いことも大きな問題です。